

公益財団法人松山市男女共同参画推進財団個人情報保護規程

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 個人情報取扱事務の登録及び個人情報の収集(第4条—第6条)
- 第3章 個人情報の利用及び提供(第7条・第8条)
- 第4章 個人情報の適正な管理(第9条—第10条)
- 第5章 個人情報の開示申出, 訂正申出及び利用停止申出(第11条—第36条)
- 第6章 救済手続(第37条—第39条)
- 第7章 雑則(第40条—第44条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び松山市個人情報保護条例（平成16年条例第29号）の趣旨にのっとり、公益財団法人松山市男女共同参画推進財団（以下「財団」という。）が保有する個人情報の保護に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、財団の役員及び職員（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員等が組織的に利用するものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、業務情報(公益財団法人松山市男女共同参画推進財団情報公開規程第2条に規定する業務情報をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

3 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(財団の責務)

第3条 財団は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 職員等は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第2章 個人情報取扱事務の登録及び個人情報の収集

(個人情報取扱事務の登録)

第4条 財団は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿(第1号様式)に登録しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、財団が定める事項

2 財団は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務の内容を変更し、又は当該個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、個人情報取扱事務〔変更・廃止〕登録簿(第2号様式)に登録するものとする。ただし、個人情報取扱事務の目的を変更しようとするときは、当該個人情報取扱事務の廃止を登録した上で、変更後の内容をあらためて個人情報取扱事務登録簿に登録するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、財団は、同各項に規定する場合において、緊急やむを得ない理由があるときは、個人情報取扱事務を開始し、若しくは廃止し、又は第1項の規定により登録した事項を変更した日以後に同各項の登録をすることができる。

4 前3項の場合において、当該個人情報取扱事務が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定により松山市が設置する公の施設の管理業務(以下「指定管理業務」という。)に係る事務であるときは、同各項に規程する登録後直ちに松山市に登録簿を届け出るものとする。

(帳簿の作成及び閲覧)

第5条 財団は、前条の規定による届出に係る事項を取りまとめた帳簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(個人情報の収集の制限)

第6条 財団は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 財団は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めら

れるとき。

(5) 所在不明，心神喪失その他の事由により，本人から収集することができないとき。

(6) 争訟，選考，指導，相談，交渉その他の事務を処理する場合で，本人から収集することが当該事務の目的の達成を困難にし，又は当該事務の適正な遂行を阻害すると認められるとき。

(7) 指定管理業務に伴い，松山市から提供を受けるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか，本人以外の者から収集することに相当な理由がある場合であって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 財団は，思想，信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報収集してはならない。ただし，法令に定めがあるとき，又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができないときは，この限りでない。

4 法令その他の定めに基づく申請，届出その他これらに類する行為に伴い，当該行為を行おうとする者以外の者の個人情報が収集されたときは，当該個人情報は，第2項第2号の規定により収集されたものとみなす。

第3章 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第7条 財団は，収集したときの個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を利用し，又は提供してはならない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 財団が内部で利用する場合であって，利用することについて相当な理由があり，かつ，所掌事務（指定管理業務に伴い保有する個人情報については，当該保有個人情報を収集した公の施設の指定管理業務に係る事務に限る。）の遂行に必要な限度において利用するとき。

(5) 指定管理業務に伴い，松山市に提供することに相当の理由があると認められる場合において，本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか，公益上必要かつ相当な理由があるとき。ただし，当該保有個人情報が指定管理業務に伴い保有するものである場合は，事前に松山市の意見を聴かなければならない。

(提供先に対する措置要求)

第8条 財団は、財団以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じることを求めるものとする。

第4章 個人情報の適正な管理

(個人情報の適正な管理)

第9条 財団は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 財団は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

3 財団は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第10条 財団は、個人情報の取扱いを委託しようとするときは、委託先との契約において、当該個人情報を保護するため、松山市個人情報取扱事務委託基準に準拠した必要な措置を講じなければならない。ただし、指定管理業務に係る個人情報の取扱いを委託しようとするときは、事前に松山市の承諾を得なければならない。

第5章 個人情報の開示申出、訂正申出及び利用停止申出

(開示申出)

第11条 何人も、この規程の定めるところにより、財団に対し、財団の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を申し出ることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任を受けた代理人(以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の申出(以下「開示申出」という。)をすることができる。ただし、開示申出に係る保有個人情報が指定管理業務に伴い保有するものである場合については、未成年者及び成年被後見人の法定代理人に限る。

(開示申出の手続)

第12条 開示申出は、次に掲げる事項を開示申出書(第3号様式)に記載し、財団に提出してしなければならない。

(1) 開示申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示申出に係る保有個人情報が記録されている業務情報の名称その他の開示申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、財団の定める事項

- 2 前項の場合において、開示申出をする者は、開示申出に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示申出にあっては、開示申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 前項に規定する本人であることを示す書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。
 - (1) 運転免許証
 - (2) 旅券
 - (3) 健康保険の被保険者証
 - (4) 開示申出書に記載されている開示申出をする者の氏名及び住所が記載されている書類で前3号に類するもの
- 4 第2項に規定する本人の代理人であることを示す書類は、戸籍の謄本又は抄本その他その資格を証明する書類とする。
- 5 財団は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者(以下「開示申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、補正依頼書(第4号様式)により、その補正を求めることができる。この場合において、財団は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第13条 財団は、開示申出があつたときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令(条例を含む。)の規定により、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示申出者(第11条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示申出をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第20条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示申出者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により、又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が職員等及び公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2

条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。), 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員, 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において, 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは, 当該情報のうち, 当該職員等及び公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体(財団, 国, 独立行政法人等, 地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて, 次に掲げるもの。ただし, 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報

イ 財団の要請を受けて, 開示しないことを条件として, 任意に提供された情報で, 法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質, 当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより, 人の生命, 健康, 財産又は社会的な地位の保護, 犯罪の予防, 犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報

(6) 財団と国, 独立行政法人等, 地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「国等」という。)との間における依頼, 協議等に基づいて, 作成し, 又は取得した情報で, 開示することにより, 国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(7) 財団及び国等の内部又は相互間における審議, 検討又は協議に関する情報で, 開示することにより, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を不当に損ない, 不当に市民の間に混乱を生じさせ, 又は特定のものに不当に利益を与え, 若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(8) 財団又は国等が行う事務事業に関する情報で, 次に掲げるもの

ア 監査, 検査, 取締り又は試験に係る事務事業に関し, 開示することにより, 正確な真実の把握を困難にすると認められる情報その他違法又は不当な行為を容易にし, 又はその発見を困難にすると認められる情報

イ 契約, 交渉又は争訟に係る事務事業に関し, 開示することにより, 財団又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められる情報

ウ 調査研究に係る事務事業に関し, 開示することにより, その公正かつ能率的な執行を不当に阻害すると認められる情報

エ 人事管理に係る事務事業に関し、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められる情報

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事務事業に関し、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害すると認められる情報

カ アからオまでに定めるもののほか、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報

(部分開示)

第14条 財団は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示申出に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第15条 財団は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、松山市と協議の上開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。ただし、当該保有個人情報が指定管理業務に伴い保有するものである場合は、事前に松山市と協議するものとする。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条 財団は、開示申出に対し、当該開示申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第17条 財団は、開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、速やかにその旨及び開示する日時、場所等を開示・部分開示決定通知書(第5号様式)により通知しなければならない。

2 財団は、開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、速やかにその旨を不開示決定通知書(第6号様式)により通知しなければならない。

3 財団は、前2項の規定により開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示し

ないときは、開示申出者に対し、当該各項に規定する通知書によりその理由を示さなければならない。

- 4 財団は、前項の場合において、開示申出に係る保有個人情報、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、開示申出者に対し、その旨を通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第18条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第12条第5項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示申出があった日の翌日から起算して60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、財団は、開示申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示決定等期間延長通知書(第7号様式)により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示申出に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示申出があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、財団は、開示申出に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、財団は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を開示決定等期間特例延長通知書(第8号様式)により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 財団は、開示申出に係る保有個人情報に財団、国等及び開示申出者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容その他財団が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容その他財団が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三

者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合で、当該情報が第13条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

3 前2項の通知は、意見照会書(第9号様式)より行わなければならない。

4 財団は、第1項及び第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、財団は、開示決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに保有個人情報の開示を実施する日を開示決定に係る通知書(第10号様式)により通知しなければならない。

(開示の実施)

第21条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報の性質に応じて別表第1に定める方法により行うものとする。

2 財団は、保有個人情報の開示の実施をする場合において、当該保有個人情報が記録されている業務情報の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写し(電磁的記録については、前項の規定により財団が定める方法により複製したものを含む。以下同じ。)により、これを行うことができる。

(費用の負担)

第22条 この規程の規定による開示申出に係る手数料は、無料とする。

2 財団は、この規程の規定により保有個人情報の写しの交付をするときは、別表第2に定める写しの作成及び送付に要する費用を徴収するものとする。

(訂正申出)

第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第30条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、財団に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を申し出ることができる。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 法令の規定により財団から開示を受けた保有個人情報

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の申出(以下「訂正申出」という。)をすることができる。ただし、訂正申出に係る保有個人情報が指定管理業務に伴い保有するものである場合については、未成年者及び成年被後見人の法定代理人に限る。

3 訂正申出は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にな

なければならない。ただし、当該期間内に訂正申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正申出の手続)

第24条 訂正申出は、次に掲げる事項を訂正申出書（第11号様式）に記載し、財団に提出してしなければならない。

- (1) 訂正申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正申出の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、財団の定める事項

2 前項の場合において、訂正申出をする者は、訂正申出に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正申出にあつては、訂正申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第12条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

4 財団は、訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出をした者(以下「訂正申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、補正依頼書（第4号様式）により、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第25条 財団は、訂正申出があつた場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正申出に対する決定)

第26条 財団は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 財団は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の通知は、訂正決定等通知書（第12号様式）により行うものとする。

(訂正決定等の期限)

第27条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正申出があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第24条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正申出があつた日の翌日から起算して60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、財団は、訂正申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を訂正決定等期間延長通知書（第13号様式）により

通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第28条 財団は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、財団は、同条第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を訂正決定等期間特例延長通知書（第14号様式）により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第29条 財団は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を訂正実施通知書（第15号様式）により通知するものとする。

(利用停止申出)

第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると
思料するときは、この規程の定めるところにより、財団に対し、当該各号に定める措
置を申し出ることができる。

(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき、又は第7条
の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以
下「利用停止」という。)の申出をすることができる。ただし、利用停止の申出(以下
「利用停止申出」という。)に係る保有個人情報が指定管理業務に伴い保有するもの
である場合については、未成年者及び成年被後見人の法定代理人に限る。

3 第1項の規定による利用停止申出は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起
算して90日以内にしなければならない。

(利用停止申出の手續)

第31条 利用停止申出は、次に掲げる事項を利用停止申出書（第16号様式）に記載
し、財団に提出してしなければならない。

(1) 利用停止申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を
特定するに足りる事項

(3) 利用停止申出の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、財団の定める事項

2 前項の場合において、利用停止申出をする者は、利用停止申出に係る保有個人情
報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止申出にあつては、利用停止申出
に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しな

なければならない。

3 第12条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

4 財団は、利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出をした者(以下「利用停止申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、補正依頼書(第4号様式)により、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第32条 財団は、利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、財団における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止申出に対する決定)

第33条 財団は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 財団は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の通知は、利用停止決定等通知書(第17号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限)

第34条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止申出があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第31条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用停止申出があった日の翌日から起算して60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、財団は、利用停止申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を利用停止決定等期間延長通知書(第18号様式)により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第35条 財団は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、財団は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止申出者に対し、次に掲げる事項を利用停止決定等期間特例延長通知書(第19号様式)により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(他の制度との調整)

- 第36条 法令の規定により、保有個人情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は保有個人情報記録された業務情報の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる等の場合における当該保有個人情報の開示については、当該法令の定めるところによる。
- 2 法令の規定により、保有個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合における当該保有個人情報の訂正又は利用停止については、当該法令の定めるところによる。
- 3 保有個人情報に係る本人からの開示申出については、この規程によるものとし、公益財団法人松山市男女共同参画推進財団情報公開規程は、適用しない。

第6章 救済手続

(異議の申出等)

第37条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に不服があるものは、当該決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、財団に対し、異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

2 異議申出は、財団に異議申出書(第20号様式)を提出して行わなければならない。

3 財団は、異議申出があったときは、当該申出があった日から起算して30日以内に(異議申出に係る保有個人情報が指定管理業務に伴い保有するものである場合にあっては、遅滞なく松山市と協議し、当該協議が終了した日から起算して15日以内に)異議申出をしたものに理由を付して、異議申出回答書(第21号様式)により回答を行うものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を延長することができる。

(松山市への説明等)

第38条 財団は、松山市から前条第3項協議を行うために必要と認める文書の閲覧、職員等に対する意見聴取等を求められた場合には、これらに応じるものとする。

(第三者からの異議申出を棄却する場合等における手続)

第39条 第20条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの異議申出を却下し、又は棄却する決定

(2) 異議申出に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意見を表示している場合に限る。)

第7章 雑則

(松山市との協力)

第40条 財団は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認められるときは、松山市に対し協力を要請し、又は松山市の協力の要請に応

じるものとする。

2 第4条及び第5章の規定は、職員等又は職員等であった者の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報については、適用しない。

(苦情の処理)

第41条 財団は、財団における個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

(運用状況の報告)

第42条 財団は、毎年1回、指定管理業務に係る個人情報の取扱いに関し、この規程による個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、松山市に報告するものとする。

(規程の改正)

第43条 この規程中指定管理業務に係る個人情報の取扱いに係る規定の改正は、松山市と協議してするものとする。

(委任)

第44条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この規程は、公益財団法人松山市男女共同参画推進財団への移行の登記の日から施行する。